

## 10 消防学校教育訓練実施状況

### (1) 令和6年度の教育訓練方針

令和6年元日、石川県で発生した能登半島地震は、M7.6、震度7を記録し、地震による家屋の倒壊のみならず、津波による被害や大規模火災により多くの死傷者、安否不明者が出る等、甚大な被害をもたらした。

また、地震以外にも、令和5年7月の豪雨、8月の台風第6号及び第7号は、全国に大きな被害をもたらした。

このような状況の中、未曾有の被害が想定される南海トラフ巨大地震への切迫性がより一層高まる今日において、県民の安心・安全を担う消防に寄せられる住民からの期待は大きく、大規模化、複雑多様化する災害に対応する消防職団員の育成は極めて重要である。

このことから令和6年度は、次の方針に基づいて教育訓練を実施した。

#### 【初任教育】

総合教育（初任教育救急科）については、礼節と規律を重んじ、災害現場で隊長の下命に基づく基本的な活動ができるよう消防業務全般に関する知識・技術を習得させるとともに、体力・精神力を身に付けさせた。

さらに、警防・救助事案からの救急隊への引継ぎなど、要救助者から傷病者への対応の変化を学ばせ、災害の流れに準拠した訓練を行い、即戦力となる人材の養成に努めた。

#### 【消防職員専科教育、幹部教育等】

現任者の更なるレベルアップを目標に先進的事例や最新情報を提供した。

また、特別教育等において、大規模災害時に有用なドローンを活用した訓練を実施するとともに、移動式街区訓練施設や、実火災体験型訓練が実施できるホットトレーニング施設等を活用し、より実践的かつレベルの高い教育訓練を実施した。

救急教育については、MC救命士とともに救急救命士の知識・技術の標準化及び底上げをし、岐阜県全体の救急活動の質を向上させるとともに、通信指令員の救急に係る教育の充実を図った。

#### 【消防団員教育】

消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させる教育や、団の指導者等に対して必要な火災防ぎよをはじめ各種災害活動要領についての知識・技術を付与する。

さらに、地震による倒壊家屋からの救出訓練、水害に対する水防訓練など、大規模災害に備えた消火・救助・資機材の取扱い方法の習得及び技術、指揮能力を向上させるとともに、労働安全衛生教育の充実強化を含めた安全管理に重点を置き、各種教育訓練を通して地域防災力の向上を図った。

## (2) 消防職員に対する教育訓練

### ア 初任教育救急科（岐阜県消防学校教育訓練規則第5条・6条）

新たに採用された者または初任教育を修了していない者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成等を図った。同時に、救急隊員として必要な基礎的知識から、高度な救命処置を行うための資格の取得を含めた専門的知識・技術までを修得させるため、約8か月間（1,256時間）の教育訓練を実施した。

### イ 専科教育（規則第6条）

#### （ア）警防科

警防業務を担当している者またはそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、警防行政の現状や課題を理解するとともに、火災をはじめとする各種災害に的確に対処できる専門的知識・技術を修得させるため、17日間（82時間）の教育訓練を実施した。

#### （イ）予防査察科

予防業務を担当している者または同程度の知識及び技能を有する者に対して、予防行政の現状や課題及び予防関係の知識を理解するとともに、的確な指導や違反処理等を遂行できる能力を修得させるため、15日間（75時間）の教育訓練を実施した。

#### （ウ）救助科

救助業務を担当している者または同程度の知識及び技術を有する者に対して、救助行政の現状や課題を理解するとともに、救助業務に必要な専門的知識・技術を習得させるため、29日間（140時間）の教育訓練を実施した。

### ウ 幹部教育（規則第7条）

#### （ア）中級幹部科

消防司令補または消防司令の階級にある者に対して、人事管理、指揮能力等の中級幹部として必要な知識・技術を修得させるため、9日間（48時間）の教育訓練を実施した。

### エ 特別教育（規則第8条）

#### （ア）水難救助科

水難救助を担当している者又はそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、水難救助活動に必要な基礎知識・技術を修得させるため、5日間（34時間）の教育訓練を実施した。

#### （イ）ホットトレーニング指導者講習

ホットトレーニングの指導担当者または担当予定者に対して、ホットトレーニングの指導に必要な知識・技術を修得させるため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

#### （ウ）救急救命士集合研修

全運用救急救命士及び今後運用が見込まれている救急救命士に対し

て、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、救急救命士の判断力向上を目的として1日間（4時間）の教育訓練を19回実施した。

(エ) 処置範囲拡大追加講習

新処置の資格を有していない薬剤投与救急救命士でメディカルコントロール協議会各支部が推薦する者に対して、救急現場において、心肺機能停止前の重傷傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与等、病態に適した適切な薬剤の投与ができる能力を修得させるため、2日間（16時間）の教育訓練を2回実施した。

(オ) MC救命士養成講習

県MC救命士またはアシスト救命士として消防本部が推薦する者に対して、県メディカルコントロール協議会のもと、消防学校の特別教育として、各消防本部において救急隊員の教育訓練を企画・運営を行う指導的役割を担うことができる「MC救命士」を養成するため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

(カ) ビデオ喉頭鏡追加講習

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡(ビデオ喉頭鏡)を用いた気管挿管可能な救急救命士の養成に係る岐阜県の実施要領の受講者の要件に該当する者に対して、県メディカルコントロール協議会のもと消防学校の特別教育として、ビデオ喉頭鏡を使用した気管挿管について必要な知識、技術を修得をさせるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(キ) 通信指令員の救急に係る教育

通信指令業務を担当する者または通信指令員を教育する立場にある者に対して、救急現場におけるバイスタンダーに対して通信指令員として有効な口頭指導ができる能力及び、消防本部内において通信指令員に対して教育指導ができる知識を修得させるため、3日間（21時間）の教育訓練を実施した。

(ク) 大規模災害対応に係る教育

災害発生時、現場において救助業務の指揮を執る者または救助業務を実施する者に対して、広域応援等の応援がすぐに見込めない状況で、所属する市町村消防本部や管轄の消防団で、同時多発的に発生した火災、家屋倒壊、土砂災害等の各種災害に対応できる知識・能力を習得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

(ケ) ドローン操作研修

ドローンの基本的な操作（離陸、上昇、前後左右移動、左右回転、下降、着陸）が可能な者に対して、近接できない災害現場等で、ドローンを活用した現場の状況把握、ドローンの熱探知機能を活用した要救助者の捜索や、安否確認等の情報収集活動を行うことができる知識・能力を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(3) 消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育（規則第9条）

消防団員としての経験が概ね3年未満の者に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を身につけ、下命に基づく現場活動が遂行できる能力を修得させるため、消防本部で1日間（7時間）、消防学校で1日間（7時間）の計2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ 専科教育（規則第10条）

(ア) 機関科

機関員を担当する者または担当予定者に対して、ポンプ車・小型ポンプの操作及びポンプ間の連携等に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第11条）

(ア) 初級幹部科

部長、班長の階級にある者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるとともに、配下の団員に対して知識・技術の普及が図られるよう、1日間（7時間）の教育訓練を2回実施した。

(イ) 指揮幹部科 現場指揮課程

分団長・副分団長・部長の階級にある者または昇任予定者に対して、平常時において訓練を企画する能力を養うとともに、大規模災害時等において配下の消防団員を指揮するための知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

(ウ) 指揮幹部科 分団指揮課程

分団長・副分団長の階級にある者または昇任予定者に対して、分団の管理運営及び現場における指導能力等の知識・技術を修得させるため、2日間（13時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第12条）

(ア) 大規模災害対応教育（資機材編）

ドローンの基本操作ができる者かつ消防操法等の訓練を終了した者に対して、大規模災害時における活動要領、探索・救助資機材の取扱方法を習得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(イ) 大規模災害対応教育（震災編）

部長・班長以下の階級にある者に対して、大規模災害時における倒壊家屋からの救助方法等を習得させるため、3時間の教育訓練を4回実施した。

(ウ) 指導員科

指導員若しくは令和6年度に指導員に任命される予定の班長以上の階級にあり、かつ消防操法の知識を有している者に対して、団員の基礎的な教育訓練指導に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（25時間）の教育訓練を実施した。

(エ) 新規入団者基本教育（出前講座）

新規入団者または類する者に対して、消防団活動に必要な基本技術を身に付け、消防団員として活動できる能力を習得させる教育訓練を、出前講座にて6回実施した。

(4) 消防関係職員等に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ その他

新たに採用された岐阜県職員に対して、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方を身につけさせ、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、1日間（4時間）の教育訓練を4回実施した。